

(趣旨)

第1条 この要綱は、林地開発許可制度の適正な執行を図るため、森林法（昭和26年法律第249号。以下「法」という。）第10条の2の規定に基づく開発行為の許可（以下「許可」という。）及び法第10条の3の規定に基づく監督処分（以下「監督処分」という。）に関し、法、森林法施行令（昭和26年政令第276号）及び森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号。以下「省令」という。）に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(申請書及び添付書類)

第2条 省令第4条に規定する申請書の様式は、林地開発許可申請書（別記様式第1号）とする。

2 省令第4条に規定する位置図は、開発行為に係る森林（実際に土地の形質の変更が行われる森林をいう。以下同じ。）の位置を明示した縮尺5万分の1以上の地形図とする。

3 省令第4条に規定する区域図は、次に掲げる事項を明示した縮尺5千分の1以上の図面とする。

(1) 開発行為に係る森林の区域

(2) 開発行為をしようとする森林の区域（開発行為に係る森林の区域及び当該開発行為に係る森林の区域に介在し、又は隣接して残置することとなる森林又は緑地で開発行為に係る事業に密接に関連する区域をいう。）

(3) 開発行為をしようとする森林の区域内を明示するのに必要な範囲内の、県、市（郡）、町、村、大字、字及び地番界並びに地番

4 省令第4条第1号に規定する計画書の内容は次のとおりとする。

(1) 計画説明書（別記様式第2号）

(2) 設計者の資格に関する調書（別記様式第3号）

(3) 残置森林等保全管理計画概要書（別記様式第4号）

(4) 残置又は造成する森林（緑地）の維持管理に関する協定書（別記様式第5号）

(5) 一時利用計画概要書（別記様式第6号）

(6) 資金計画書（別記参考様式第7号）

(7) 公共施設管理者の同意書（別記参考様式第8号）

(8) 公共施設管理予定者との協議書（別記参考様式第9号）

(9) 用排水施設管理者の同意書（別記参考様式第10号）

(10) 水利権者の同意書（別記参考様式第11号）

(11) 開発区域隣接所有者及び周辺居住者の同意書（別記参考様式第12号）

(12) 環境保全に関する協定書（別記参考様式第13号）

(13) 開発区域に係る土地の全部事項証明書（3か月以内のもの）

(14) 開発区域に係る公図の写し

(15) 開発区域に係る土地の権利等を取得している場合はそれを証する書類（全部事項証明書に記載されている場合を除く。）

(16) 河川管理者の同意書

(17) 現況図（地形、林況並びに開発行為をしようとする森林の周辺の人家及び公共施設の位置を示す図面）

(18) 開発前及び開発後の流域現況図（流域界、土地利用区域別面積と適用流出係数、河川の位置、開発区域の位置、開発計画面積、ネック断面の位置）

(19) 土地利用計画図（切土、開発区域内盛土、開発区域外盛土等の施工区域の位置、法面の位置、施設又は工作物の種類ごとの位置及び残置し、又は造成する森林又は緑地の区域の位置）

(20) 法面の断面図（法面の高さ、勾配、土質及び法面保護の方法を示す図面）並びに切土、開発

区域内盛土及び開発区域外盛土の土量を示す図面

- (21) 防災施設等設計図（擁壁、えん堤、排水路、導水路、貯水池、洪水調節池等の構造を示す図面）及び設計根拠を示す書類（仮設の施設を設置する場合は、その内容についても記述すること。）
 - (22) 排水計画図
 - (23) 建築物等の概要図
 - (24) 開発行為の施行工程を示す書類
 - (25) 関係法令に関する許認可等状況一覧表（別記参考様式第14号）
 - (26) 関係他法令に係る許認可関連書類の写し
 - (27) 野生動植物の分布調査、保全計画（環境影響評価法及び宮崎県環境影響評価条例に基づく対象事業については、関係機関への評価書の提出が完了したことを確認できる書類及びその概要が確認できる書類等）
 - (28) 開発区域の周辺住民、関係者等から、開発行為に対する理解を得るための取組状況（説明会の開催等）が確認できる書類
 - (29) 防災施設の維持管理方法に係る書類（開発完了後の維持管理方法についても記載すること。）
 - (30) 防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類（林地開発許可申請書の「開発行為の施行体制」に記載した施行者のうち防災施設の設置に関わる者に関する建設業法許可書（土木工事業）、事業経歴書、預金残高証明書、納税証明書、事業実施体制を示す書類及び林地開発に係る施工実績を示す書類）
 - (31) その他知事が必要と認める書類
- 5 省令第4条第2号に規定する同意書（別記参考様式第15号）には、印鑑登録証明書を付するものとする。

（申請書の審査）

第3条 知事は、法第10条の2第1項に基づく開発行為の許可の申請が行われたときは、必要に応じて現地調査を実施するとともに、「宮崎県林地開発許可基準」（平成12年3月31日付276-785）に基づき審査を行うものとする。

（許可又は不許可の決定）

第4条 知事は、前条に基づき審査を行い、許可の適否を決定し、申請者に通知するものとする。

（宮崎県森林審議会の意見聴取）

第5条 法第10条の2第6項に基づく宮崎県森林審議会（以下、「県森林審議会」という。）の意見を聴取するにあたっては、次項に係る開発行為を除き、県森林審議会に報告することをもって、意見を聴取したものとする。

- 2 知事は、当該開発行為が別記1「県森林審議会に諮問する林地開発行為の基準」に該当する場合は、県森林審議会に諮問し、答申を受け、許可の適否を決定するものとする。

（工事着手の届出及び施行状況の報告）

第6条 法第10条の2第1項の許可を受け開発行為を行う者（以下「開発行為者」という。）は、当該許可に係る工事に着手したときは、速やかに、林地開発行為着手届出書（別記様式第16号）を知事に提出しなければならない。

- 2 防災施設（擁壁、えん堤、洪水調整池、沈砂池、排水施設等の災害又は水害を防止するための施設をいう。以下同じ。）の設置に係る工事の着手を先行することとし、防災施設の設置が完了し、知事の確認を受けるまでの間は、他の工事を施行してはならない。ただし、防災施設の配置計画の関係上、防災施設の一部を開発目的に係る工作物等と並行して施行する必要がある場合は、周辺地域

の安全性が確保できるよう本設の防災施設と同程度の機能を有する仮設の防災施設を適切な箇所に設置するなど、開発区域全体の安全性を担保しなければならない。

- 3 開発行為者は、開発行為の施行状況について、許可の日から3月を経過した日に、その日以降は6月ごとに林地開発行為施行状況報告書（別記様式第17号）により知事に報告するものとする。ただし、開発行為に係る森林の面積が10ヘクタール以上の場合は、許可の日から3月ごとに報告するものとする。
- 4 第13条第3項及び第4項に規定する植生状態の経過観察期間中は、前項の規定による報告を省略できるものとする。

（標識の掲示）

第7条 開発行為者は、開発行為の期間中、開発区域に通じる主要な道路の付近で、かつ、許可に係る工事現場の見やすい場所に林地開発許可標識（別記様式第18号）を掲示するものとする。

（開発行為に係る権利の承継の届出）

第8条 許可に係る開発行為の工事の完了前に相続又は法人の合併等（以下「相続等承継」という。）により開発行為に係る権利を承継した者は、速やかに林地開発行為に係る権利の相続等承継届出書（別記様式第19-1号）を知事に提出するものとする。

- 2 許可に係る開発行為の工事の完了前に売買、交換又は贈与等（以下「売買等承継」という。）により開発行為に係る権利を承継した者は、速やかに林地開発行為に係る権利の売買等承継届出書（別記様式第19-2号）を知事に提出するものとする。
- 3 同条第1項及び前項の林地開発行為に係る権利の承継届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1） 相続等承継又は売買等承継により開発行為に係る権利の承継があったことを証する書類
 - （2） 相続等承継人又は売買等承継人の印鑑証明書及び承継人が法人の場合は、法人登記簿謄本、定款及び規約
 - （3） 許可条件を遵守する旨及び林地開発許可申請書を承継し、申請内容に従って施行する旨の誓約書
 - （4） 開発行為に要する資金の額及びその調達方法に関する書類
 - （5） 他法令等の許認可が必要な場合は、その許認可書等の写し
 - （6） その他知事が必要と認める書類

（開発者氏名等の変更の届出）

第9条 許可に係る開発行為の工事の完了前に氏名（法人にあつてはその名称又は代表者）、又は住所（法人にあつては主たる事務所の所在地）に変更が発生した場合は、速やかに林地開発行為に係る開発者氏名等変更届出書（別記様式第19-3号）を知事に提出するものとする。

（開発行為の一時中止、再開又は廃止の届出）

第10条 開発行為者は、開発行為を一時中止する場合や、その開発行為を再開する場合、又は廃止しようとする場合には、林地開発行為一時中止（廃止）届出書（別記様式第20-1号）又は林地開発行為再開届出書（別記様式第20-2号）を知事に提出するものとする。

- 2 前項の林地開発行為一時中止（廃止）届出書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
 - （1） 開発行為に係る森林の区域の現況写真
 - （2） 開発行為を一時中止し、又は廃止した後の防災計画を示す書類
 - （3） 開発行為を一時中止する場合は、一時中止後における開発行為に係る森林の利用計画を示す書類
 - （4） 開発行為を廃止する場合は、廃止後における復旧計画を示す書類

3 知事は、同条第1項の規定による林地開発行為廃止届出書の提出があった場合は、開発行為の許可の取り消しを行い、林地開発許可取消通知書（別記様式第20-3号）にて届出者に通知するものとする。

（災害発生の届出）

第11条 開発行為者は、開発行為をしようとする森林の区域内において災害が発生した場合は、直ちに必要な措置をとるとともに、速やかに、災害発生届出書（別記様式第21-1号）に復旧計画書を添付し、知事に提出するものとする。

2 前項の規定により提出した復旧計画が完了した場合は、災害復旧措置完了報告書（別記様式21-2号）を知事に提出するものとする。

（開発計画の変更）

第12条 開発行為者は、開発行為の計画変更に係る内容が、別記2に該当するときは、林地開発計画変更許可申請書（別記様式第22-1号）を提出して知事の許可を受けなければならない。

2 開発行為者は、前項の変更以外の理由で、許可に係る工事が工期内に完了しない場合は、事前に林地開発行為期間延長申請書（別記様式22-2号）を提出して知事の承認を受けなければならない。

3 開発行為者は、同条第1項及び前項の変更以外の変更をしようとするときは、計画変更届出書（別記様式第23号）を知事に提出するものとする。

4 同条第1項の林地開発計画変更許可申請書及び前項の変更届出書には、変更後の区域及び変更後の開発行為に関する計画書等を添付するものとし、添付する計画書等は、第2条に準じるものとする。

（工事完了の届出）

第13条 開発行為者は、許可に係る工事が完了した場合（一部完了した場合を含む。）は、速やかに、（部分）完了届出書（別記様式第24-1号）を知事に提出し、その確認を受けるものとする。なお、許可に係る工事に緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置が含まれる場合は、許可に係る工事が完了した時点で部分完了届出書を知事に提出し、植生状態の確認後少なくとも1年間の経過観察後に完了届出書を知事に提出するものとする。

2 開発行為者は、前項の規定により知事の確認を受ける場合は、立ち会うとともに、確認する上で必要な資料の提出を求められたときは、これを提出するものとする。

3 許可に係る工事に緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置が含まれる場合は、緑化等の措置後1年経過した時点で植生状態報告書（別記様式第24-2号）を知事に提出し、その確認を受けるものとする。

4 開発行為者は、前項の規定により知事の確認を受けた場合は、その後少なくとも1年間の経過観察を行い、完了届出書を知事に提出し、その確認を受けるものとする。

（違反行為に対する措置）

第14条 監督処分を受けた者は、知事が行う現地立入調査、事情聴取等に協力しなければならない。

（許可制の適用除外の手続き）

第15条 法第10条の2第1項第1号及び第3号の規定により許可制の適用のない開発行為をしようとする者（以下「地方公共団体等」という。）は、林地開発行為計画書（別記様式25号）に第2条第2項及び第3項の位置図及び区域図、計画説明書（別記様式第26号）、法第10条の2第2項各号に該当していないことが確認できる図書を添付し、知事に提出するものとする。

2 地方公共団体等は、前項の規定により提出した開発行為が完了した場合は、林地開発行為完了報告書（別記様式27号）を提出するものとする。

3 開発行為の計画を変更しようとする場合は、第12条の規定に準ずるものとする。

(申請書及び届出書の経由機関及び提出部数)

第16条 省令及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、開発区域を管轄する西臼杵支庁長又は各農林振興局長(以下「農林振興局長等」という。)を経由して提出するものとする。ただし、開発行為をしようとする区域が2市町村以上にわたり、西臼杵支庁又は各農林振興局の行政管轄区域を異にする場合は、開発行為をしようとする区域の主たる部分を管轄する農林振興局長等に提出するものとする。

2 次の各号に掲げる書類の提出部数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 林地開発許可申請書及び林地開発計画変更許可申請書正副2通及び写し1通(ただし、市町村が2市町村以上にまたがる場合は、関係市町村数分の写しを添付すること。)
- (2) 林地開発行為に係る権利の承継届出書、林地開発行為一時中止(再開・廃止)届出書、災害発生届出書、林地開発行為期間延長申請書正副2通
- (3) 前2号に掲げる書類以外の書類1通

(事務処理の方法)

第17条 この要綱に定めるもののほか、事務処理に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱施行の際、現に改正前の要綱の規定により林地開発許可を受けているものについては、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年8月23日から施行する。ただし、第2条第4項第27号の規定は令和元年10月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に許可された開発行為(この要綱の施行前に許可され、施行後に変更許可された開発行為を含む。)については、第6条第2項の規定は従前のおりとする。
- 3 この要綱の施行の際、改正前の要綱に基づいて既に提出された文書は、改正後の要綱により提出されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月17日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に提出された林地開発許可申請書及び林地開発計画変更許可申請書については、第5条第2項の規定は従前のおりとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に提出された林地開発許可申請書及び林地開発計画変更許可申請書については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年8月21日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前に提出された林地開発許可申請書及び林地開発計画変更許可申請書については、なお従前の例による。

別記1（第5条関係）

1 県森林審議会に諮問する林地開発行為の基準

- (1) 開発行為に係る森林の面積（以下「開発森林面積」という。）が以下の①から③のいずれかに該当するとき。なお、一体性を有する開発行為と認められるものにあつては、一体性を有する開発行為の合計の面積で判断するものとする。
- ① 当初許可申請の開発森林面積が10ヘクタール以上であるとき。
 - ② 変更許可申請の開発森林面積が10ヘクタール以上であるとき又は許可された開発森林面積と合計して累計で10ヘクタール以上となるとき。
 - ③ 県森林審議会の諮問を経て許可を受けた後、変更許可申請の開発森林面積が累計で10ヘクタール以上増加するとき（複数回の県森林審議会を経て許可を受けたものにあつては、最後の県森林審議会を経て許可を受けた開発森林面積から起算する。）。
- (2) 災害の発生、水害の発生及び水資源への影響等、下流域に重大な影響を及ぼす開発行為で、知事が必要と認めたもの。
- (3) 周辺地域の自然環境及び住民生活に重大な影響を及ぼす開発行為で、知事が必要と認めたもの。
- (4) その他知事が必要と認めたもの。

※(1)で規定する開発森林面積の考え方

当初許可面積	変更許可面積 ①	変更許可面積 ②	合計 開発森林面積	当初許可に 係る諮問	変更許可に 係る諮問①	変更許可に 係る諮問②
10ha未満 例：2ha	10ha未満 例：+3ha	10ha未満 例：+1ha	10ha未満 例：=6ha	×	×	×
10ha未満 例：8ha	10ha未満 例：+8ha	— —	10ha以上 例：=16ha	×	○	—
10ha未満 例：2ha	10ha未満 例：+4ha	10ha未満 例：+7ha	10ha以上 例：=13ha	×	×	○
10ha以上 例：15ha	10ha未満 例：+8ha	— —	10ha以上 例：=23ha	○	×	—
10ha以上 例：15ha	10ha以上 例：+12ha	— —	10ha以上 例：=27ha	○	○	—
10ha以上 例：15ha	10ha未満 例：+7ha	10ha未満 例：+4ha	10ha以上 例：=26ha	○	×	○

2 一体性を有する開発行為の判断基準

以下の(1)から(3)の項目を総合的に判断し、一体性を有する開発行為とみなす。

(1) 区域：以下の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 箇所が異なった開発行為であっても、許可基準に定める災害防止等の観点からみて、局所的な同一集水区域内で洪水調整池、沈砂池、用排水系統等を同じくするとき。
- ② 防災施設等を供用することを目的に設置しているとき。
- ③ それぞれの開発行為に係る森林の区域の距離が80メートル以内であるとき。

(2) 権利：以下の①から③のいずれかに該当すること。

- ① 同一人が開発行為を行う複数の会社の役員を兼ねているとき、又は、会社の所在地が同一であるとき。
- ② 血縁関係にある複数の者が行う開発行為であるとき。
- ③ 共同の意思（計画の共同性）をもって開発行為を行うとき。

(3) 時期：以下の①、②のいずれかに該当すること。

- ① 開発行為に係る時期が重複しているとき。
- ② 前の開発行為が完了した後、発電事業等の事業実施期間中に引き続き隣接地（それぞれの実開発行為に係る森林の区域の距離が80メートル以内）で開発行為を行うとき。

別記 2 (第12条関係)

- 1 開発行為の目的の変更
- 2 開発行為に係る森林の面積が累計で1ヘクタール又は2割以上増加するとき。
- 3 林地開発許可を取得した日から2年以内に開発に着手しない場合又は林地開発許可申請書に記載されている開発行為の完了予定年月日までに開発に着手しない場合。ただし、開発に着手しない理由が、原則として不測かつやむを得ないと認められるものを除く。
- 4 次に掲げる切土等の変更
 - (1) 許可に係る法面勾配よりも勾配が急となる切土及び盛土の変更
 - (2) 許可に係る切土の土量の1割以上又は、3万立方メートル以上の増加
 - (3) 許可に係る開発区域内盛土の土量の1割以上又は、3万立方メートル以上の増加
 - (4) 許可に係る開発区域外盛土の土量の1割以上又は、5千立方メートル以上の増加
- 5 次に掲げる重要工作物の変更
 - (1) 許可に係る防災施設の廃止又は新設
 - (2) 許可に係る防災施設の著しい構造の変更
- 6 前各号に掲げる変更のほか、知事が必要と認めたもの。

別記

様式第1号（第2条関係）

林地開発許可申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所
申請者氏名（法人にあつては、名称）
及び代表者の氏名
電話番号（ - - ）

次のとおり開発行為をしたいので、森林法第10条の2第1項の規定により許可を申請します。

開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の土地の 面 積	
開発行為の目的	
開発行為の着手 予 定 年 月 日	
開 発 行 為 の 完了予定年月日	
開 発 行 為 の 施 行 体 制	
備 考	

(注意事項)

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 「開発行為に係る森林の土地の面積」は様式2「計画説明書」の土地の利用計画の(A)の面積と一致させること。
- 3 許可に係る工事に緑化等の表土の侵食防止を目的とした措置が含まれる場合における開発行為の完了予定年月日は、許可に係る工事が完了する予定日又は緑化等の措置後少なくとも2年経過する予定日のいずれか遅い日を記載すること。
- 4 開発行為の施行体制の欄には、開発行為の施行者を記載するとともに、その施行者に防災措置を講ずるために必要な能力があることを証する書類を添付すること。なお、申請時において開発行為の施行者が確定していない場合における当該欄の記入については、開発行為に着手する前に必要な書類を提出することを誓約する書類等の提出をもってこれに代えることができる。
- 5 開発行為を行うことについて環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価手続を必要とする場合には、備考欄にその手続の状況を記載すること。

計 画 説 明 書

設計者 住所 氏名	申請者 住所 氏名													
開発対象区域の場所														
計画 の 方 針	目的及び施設の 名称													
	基本方針													
開 発 区 域 の 現 況	地類区分	山	林	農	地	宅	地	官	有	地	そ	の	他	計
	面積 (ha)													
	比率 (%)													100%
	地況、林況													
土 地 の 利 用 計 画	地類別 区分 用途区分	山				林		そ の 他 (農地、宅地等)		合 計				
		開 発 行 為 の 面 積 (A)	残 置 す る		計		(D)	(C) + (D)						
	面積(B)		比率 (%)	(A) + (B) = (C)										
開 発 事 業 の 計 画	主要施設及び工種	概 要												
その他参考事項														

(注)

- 1 基本方針欄には、計画、設計に当たっての基本的な考え方及び地元住民、地域産業との関連、そのほか防災、水資源確保、環境保全等の観点から見た事業計画の基本的事項について概略記載して下さい。

- 2 地況、林況欄には、代表的な地況の概要及び針葉樹、広葉樹別に概略の樹種、林齢、面積（又は割合）等について記載して下さい。

- 3 用途区分には、別荘、ゴルフ場、レジャー施設、工場又は事業場、住宅団地、農地造成等開発目的の主要な造成用途を記入し、その区分ごとに実際に土地開発行為を行う面積を記入して下さい。
なお、開発対象区域の現況の山林面積と土地利用状況の山林面積の計（C）は一致し、又、開発対象区域現況面積の計と土地利用状況面積の合計（C）+（D）は一致する。

- 4 主要施設及び工種欄には次のような計画区分をして、主要な施設及び工種ごとにその「名称」、「計画数量（〇〇ホール、〇〇基、〇〇か所、〇〇戸、〇〇メートル、〇〇本等）」及び「工法」等の概要を記載して下さい。
 - ① 開発事業目的の計画
 - ② 防災施設等の計画
 - ③ 代替施設の計画
 - ④ 一時利用の計画
 - ⑤ その他の計画

道路の開設、改築だけの場合には、幅員、待避所、車廻し等その他の主要工種について概要を記載して下さい。

- 5 その他参考事項については、当該開発事業の計画にあたって特に留意された事項等について記載して下さい。

設計者の資格に関する調書

設計者の住所及び氏名	(住所) (氏名)				
勤務先の所在地及び名称					
資格免許等	名称	(イ)	(ロ)	(ハ)	
	登録番号等				
	取得年月日	年 月 日	年 月 日		
林地開発に関する実務経歴	工事及び実務の内容		実務に従事した期間		期間合計
			年 月から 年 月まで(年 月)		年 月
			年 月から 年 月まで(年 月)		
			年 月から 年 月まで(年 月)		
開発行為に関する設計経歴	事業主名及び工事名称	場 所	面 積	時 期	職 務 の 内 容
			ha		
その他参考事項					

残置森林等保全管理計画概要書

1 残置又は造成する森林、緑地の場所及び面積					
区 分	森 林		緑 地		面 積 計
	市町村 大字 字 番地	面 積	市町村 大字 字 番地	面 積	
残置する		(ha)		(ha)	(ha)
造成する		(ha)		(ha)	(ha)
面 積 計	_____	(ha)	_____	(ha)	(ha)
2 権利の取得状況					
3 造成計画					
4 保全管理計画					

(注)

- 1 権利の取得状況欄は、残置又は造成する森林、緑地について、所有権、賃借権等を保持している場合は、それを証する書類を添付して下さい。
- 2 造成計画欄には植栽樹種、本数、張芝等具体的な施行計画の概要について記載して下さい。
- 3 保全管理計画欄には、森林及び緑地の永続的な維持管理を図るため既に「地方公共団体等」と協定をしている場合には、その写しを添付して下さい。
未締結の場合は、その見通し及び管理計画の概要について記載して下さい。
- 4 ゴルフ場、レジャー施設事業については森林だけについて記載して下さい。
それ以外の場合は、権利取得の見通し等について記載してください。

残置又は造成する森林（緑地）の 維持管理に関する協定書

（〇〇地区）で行う森林法に基づく開発行為により、残置又は造成する森林（緑地）の維持管理
について、下記のとおり協定いたします。

協定年月日 年 月 日

開発行為申請者 住 所
（甲） 氏 名 ,

市 町 村 長 住 所
（乙） 氏 名 ,

記

開発区域の場所及び事業名称

共 通 的 事 項	
森 林	
緑 地	

（注）

残置又は造成する森林（緑地）の永続的な維持管理について必要な事項を協定して下さい。

- 1 管理責任体制の確保を期するための必要な事項について明らかにする。
- 2 当該森林（緑地）についての権利及びその譲渡、承継等にあたって維持管理に支障が生じないよう、必要な事項について明らかにする。
- 3 森林（緑地）機能の維持増進を図るための必要な事項について明らかにする。
- 4 立木の伐採及び植栽、保育等の施業について必要な取扱い事項について明らかにする。
- 5 その他維持管理について必要な事項とする。

一時利用計画概要書

1. 利用場所	2. 利用目的
3. 利用面積（開発行為に係る）	
4. 利用期間	
5. 利用計画の概要	
6. 利用後の現状回復法	

（注）

- 1 利用面積欄には、利用の全体面積と森林に係る部分の面積を併記して下さい。
- 2 利用期間欄には、利用する予定期間と利用後の現状回復する等の予定期間を併記して下さい。
- 3 利用計画欄は、「開発行為の内容」と「利用の方法」に分けて、土取り・捨て土、施設等について具体的な計画内容の概要を記載して下さい。
- 4 利用後の現状回復方法欄には、施設の撤去、跡地の埋戻し、法面の保護・植栽等について具体的な方法の概要を記載して下さい。
- 5 必要に応じ、利用計画及び回復計画の図面（平面、断面・構造図等）を添付していただくことがあります。

資 金 計 画 書

下記のとおり相違ありません。

年 月 日

住 所
申請者
氏 名

概 要	設 立 年 月 日		資 本 金	千 円
	法 令 に よ る 登 録 等			
	従 業 員 数		人（うち土木建築関係技術者 人）	
	前 年 度 事 業 量		千 円	
	主たる取引金融機関			
今 回 申 請 事 業 経 費	事 業 の 収 支 計 算 書	収 入 部	1 自 己 資 金 千 円	3 そ の 他
		支 出 部	1 用 地 費 千 円 2 土 木 費 3 防 災 費	4 附 帯 費 5 そ の 他

	事業名	事業場所	事業費	事業量	着工年月 完成年月
	主 た る 事 業 の 経 歴			百万円	

(注)

- 1 法令による登録等欄は宅地建物取引業法による免許、建設業法による建設業者登録について記入すること。
- 2 添付書類
 - (1) 支出の部に係る見積書等の根拠資料
 - (2) 資金の調達について証する書類（自己資金により調達する場合は預金残高証明、融資により調達する場合は融資証明書等、資金の調達方法に応じ添付する。）
 - (3) 貸借対照表、損益計算書等の法人の財務状況や経営状況を確認できる資料
 - (4) 納税証明書
 - (5) 法人の登記事項証明書
 - (6) 定款（法人の場合）
 - (7) 住民票等（個人の場合）
 - (8) その他参考となる資料

公 共 施 設 管 理 者 の 同 意 書

年 月 日

殿

住 所
公共施設管理者
氏 名

貴殿が（〇〇地区）で森林法に基づく開発行為を行うことについて、開発区域予定地内に存する下記公共施設については、当該開発行為の設計に従い措置されることに同意します。

記

公 共 施 設 名	所 在	措 置 条 件 等

公共施設管理予定者との協議書

年 月 日

殿

住所
申請者
氏名

（〇〇地区）で行う森林法に基づく開発行為に関する工事により設置される公共施設等について、当該公共施設管理予定者と下記のとおり協議しました。

記

1 協議一覧表

協議事項	概要			公共施設管理予定者 (協議の相手方)
	幅員、寸法	延長	面積	
道路施設				
河川、水路施設				
水道施設				
農業用排水施設				
溜池				

用排水施設管理者の同意書

年 月 日

殿

住 所

施設管理者 氏 名

連絡先 { 電 話 :
メー ル : }

貴殿が（〇〇地区）で森林法に基づく開発行為を行うことによる用排水については、下記の措置条件に従い
用排水することを同意します。

記

施 設 名	所 在	措 置 条 件

水利権者の同意書

年 月 日

殿

水利権者

住 所
氏 名

連絡先 { 電 話 :
 メール : }

住 所
氏 名

連絡先 { 電 話 :
 メール : }

住 所
氏 名

連絡先 { 電 話 :
 メール : }

貴殿が（〇〇地区）で森林法に基づき開発行為を行うことによる水利については、下記の措置条件により同意します。

記

名 称 所 在	措 置 条 件

開発区域隣接所有者及び周辺居住者の同意書

年 月 日

殿

開発区域周辺居住者

住 所

氏 名

連絡先

電 話：

メー ル：

住 所

氏 名

連絡先

電 話：

メー ル：

住 所

氏 名

連絡先

電 話：

メー ル：

貴殿が（〇〇地区）で、森林法に基づき開発行為を行うことについて、下記の条件により施行することに
同意します。

記

条 件 事 項	措 置 条 件

(注)

開発の事業が地域住民の福祉の阻害や生活環境の保全に支障をきたさないよう、開発行為の施行中及び完了後における開発区域内外の環境の整備、保全管理について必要な措置事項の協定をする。

- 1 地域住民の安全確保を図るための必要な事項
- 2 災害発生における対応措置についての必要な事項
- 3 用水の確保、排水施設の整備、管理についての必要な事項
- 4 廃棄物の処理についての必要な事項
- 5 消防設備の確保についての必要な事項
- 6 公益施設の保全管理についての必要な事項
- 7 自然環境の保全についての必要な事項
- 8 環境保全管理の責任体制の確立についての必要な事項
- 9 当該開発事業の権利の譲渡、承認にあたっての必要な事項
- 10 協定の変更及びその他必要な事項等

関係法令に関する許認可等状況一覧表

法令等の名称	該当	書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
国土利用計画法							
環境影響評価法							
----- 宮崎県環境影響評価条例							
自然公園法							
----- 宮崎県立自然公園条例							
自然環境保全法							
----- 宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例							
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律							
宮崎県野生動植物の保護に関する条例							
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律							
農業振興地域の整備に関する法律							
農地法							
都市計画法							
建築基準法							
河川法							
砂防法							
地すべり等防止法							
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律							

法令等の名称	該当	書類名	提出先	提出日	受付日	許可日	備考
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律							
宅地造成及び特定盛土等規制法							
景観法							
海岸法							
国有財産法 ----- 建設省所管国有財産取扱規則							
文化財保護法 ----- 宮崎県文化財保護条例							
土壌汚染対策法							
水質汚濁防止法							
採石法							
砂利採取法							
廃棄物の処理及び清掃に関する法律							
宮崎県産業廃棄物処理施設設置指導要綱等							
墓地、埋葬等に関する法律							
再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法							
宮崎県水源地域保全条例							
その他関係法令等							

注1 許認可等の写しを添付すること。なお、申請中のものについては、関係官公庁等の受付印を押印した申請書等の写しを添付すること。

2 「該当」の欄には、該当する場合は○を、該当しない場合は×を記入すること。

開 発 行 為 同 意 書

年 月 日

殿

貴殿が（〇〇地区）で森林法に基づき開発行為を行うことについて異議なく、その施行について同意します。							
1 土地の関係権利者							
所在及び地番	地目	地積	権利の種別	同意年月日	同意者の住所氏名	印	共有関係

※ 印鑑証明書を添付してください。

(注) 「権利の種別欄」には所有権、地上権、抵当権、賃借権等の種別を記入すること。

林地開発行為着手届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者

住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 及び代表者の氏名

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為について、下記のとおり着手したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第6条第1項の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為に係る 森 林 の 面 積	ヘクタール
開発行為の目的	
開発行為の着手 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日

林地開発行為施行状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者
住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 〔及び代表者の氏名〕

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為について、施行状況を宮崎県
林地開発許可制度取扱要綱第6条第3項の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 郡 村	大字 字	番地
開発行為に係る 森 林 の 面 積	ヘクタール		
開発行為の目的			
開発行為の着手 年 月 日	年 月 日		
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日		
開発行為の実施状況 (進捗率・工事内容等)			

林 地 開 発 許 可 標 識	
許可年月日及び番号	年 月 日 付け シレイ ー
開発行為の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
開発行為の目的	
事業主 住所 氏名	TEL
工事施行者 住所 氏名	TEL
現場管理者 住所 氏名	TEL

(注) 規格 タテ100cm×ヨコ100cm

林地開発行為に係る権利の相続等承継届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為の権利を下記のとおり

承継したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第8条第1項の規定により届け出ます。

記

開発行為中の 森林の所在場所		市 町 郡 村	大字	字	番地	
開発行為中の 森 林 の 面 積		ヘクタール				
開発行為中の目的						
開発行為の着手 年 月 日		年 月 日				
開 発 行 為 の 完了予定年月日		年 月 日				
権利承継年月日		年 月 日				
権利譲渡元の 住所・氏名	住 所	市 町 郡 村	大字	字	番地	
	氏 名					
承 継 の 理 由						

林地開発行為に係る権利の売買等承継届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 及び代表者の氏名 〕

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為の権利を下記のとおり

承継したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第8条第2項の規定により届け出ます。

記

開発行為中の 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為中の 森 林 の 面 積	ヘクタール
開発行為中の目的	
開発行為の着手 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 完了予定年月日	年 月 日
権利承継年月日	年 月 日
権利譲渡元の 住所・氏名	市 町 大字 字 番地 郡 村
	氏 名
承 継 の 理 由	

林地開発行為に係る開発者氏名等変更届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者

住 所 (法人にあつては、名称)
氏 名 (及び代表者の氏名)

年 月 日付けシレイ - で許可された林地開発行為について、下記のとおり

変更が生じたので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第9条の規定により届け出ます。

記

開発行為中の 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為中の 森 林 の 面 積	ヘクタール
開発行為中の目的	
変 更 年 月 日	年 月 日
変 更 事 項	変更前
	変更後
変 更 理 由	
備 考	

(注) 必要に応じて法人の登記事項証明書等を添付すること。

林地開発行為一時中止(廃止)届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住 所 (法人にあつては、名称)
氏 名 (及び代表者の氏名)

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為を下記のとおり一時中止

(廃止)したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第10条第1項の規定により届け出ます。

記

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
一 時 中 止 廃 止 年 月 日	年 月 日
一 時 中 止 廃 止 の 理 由	
今 後 の 措 置 計 画	
防 災 措 置 状 況	

林地開発行為再開届出書

年 月 日

宮崎県知事

殿

届出者

住所 (法人にあつては、名称)
氏名 (及び代表者の氏名)

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を再開したいので、届け出ます。

記

許可年月日 及び許可番号	
開発行為に係る 森林の所在場所	
開発行為に係る 森林の面積	ヘクタール
開発行為の目的	
中止年月日	年 月 日
再開年月日	年 月 日
再開の理由	

林地開発許可取消通知書

申請者 殿

宮崎県知事

年 月 日付けで廃止届出がありました下記の林地開発行為については、許可を取り消しましたので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第10条第3項の規定により通知します。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 面 積	ヘクタール
開 発 行 為 の 目 的	

（教 示）

この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。

この審査請求書は、1通提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

ただし、不服の理由が、鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、上記審査請求に代えて、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公害等調整委員会に対し、鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律第25条第1号の規定により不服の裁定を申請することができます。

また、この場合における訴えについては、同法第50条の規定により、公害等調整委員会による裁定に対してのみ提起することができます。

災 害 発 生 届 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
 住 所 〔法人にあつては、名称〕
 氏 名 及び代表者の氏名

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為の開発対象区域において

災害が発生したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第11条第1項の規定により届け出ます。

記

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開 発 行 為 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日
災 害 発 生 の 原 因	
被 災 の 状 況	
応急措置の 内 容	実施期日
	実施内容
復旧対策	実施期日
	実施内容

(注) 被災状況の図面、写真、復旧計画書、計画図面等を添付すること。

災 害 復 旧 措 置 完 了 報 告 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者

住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 及び代表者の氏名

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為の開発対象区域において
災害が発生し、年 月 日付け災害発生届出書により届け出た災害復旧の措置について、下記
のとおり復旧措置が完了したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第11条第2項の規定により報告します。

記

開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開 発 行 為 の 目 的	
復 旧 措 置 完 了 年 月 日	年 月 日
復 旧 措 置 内 容	

(注) 復旧措置内容が確認できる図面、写真等を添付すること。

林地開発変更許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者

住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 〔及び代表者の氏名〕

森林法第10条の2第1項の規定により許可を受けた林地開発行為を次のとおり変更したいので申請します。

記

許 可 年 月 日 及 び 許 可 番 号	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 所 在 場 所	
開 発 行 為 に 係 る 森 林 の 土 地 の 面 積	
開 発 の 目 的	
開 発 行 為 の 着 手 年 月 日	
開 発 行 為 の 完 了 予 定 年 月 日	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
備 考	

注意事項

- 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
- 2 開発行為を行うことについて行政庁の許認可その他の処分を必要とする場合には、備考欄にその手続きの状況を記載すること。
- 3 変更事項は、変更前を上段、変更後を下段の二段書きとすること。

林地開発行為期間延長申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

申請者

住所 (法人にあつては、名称)
氏名 (及び代表者の氏名)

年 月 日付けシレイ - で許可された林地開発行為について、下記のとおり

期間を延長したいので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第12条第2項の規定により申請します。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の土地の 面積	
延長前行為期間	自 年 月 日 至 年 月 日
延長期間	自 年 月 日 至 年 月 日
延長理由	
備考	

- (注) 1 既に、変更許可等のある場合は、許可年月日及び許可番号等を備考欄に記載すること。
2 工程表、施行状況写真等を添付すること。

林地開発計画変更届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住所 } 法人にあつては、名称

氏名 } 及び代表者の氏名

年 月 日付けシレイ - で許可された林地開発行為について、下記のとおり

計画の変更をしたいので宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第12条第3項の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 郡 村	番地	
開発行為の目的			
開発行為に係る 森林の土地の面積	変 更 後	変 更 前	増 減 内 訳
	ha	ha	ha
変更理由			
変更事項			
備考			

- (注) 1 変更事項については、新旧を対照した図面、計算書を添付すること。
 2 変更理由及び変更事項の欄は、変更事項等が複雑な場合は「別紙のとおり」とし、別紙を添付すること。
 3 既に、変更許可等のある場合は、許可年月日及び許可番号等を備考欄に記載すること。

林地開発行為（部分）完了届出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者

住所 } 法人にあつては、名称
氏名 } 及び代表者の氏名

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為について、下記のとおり

（部分）完了したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第13条第1項の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の土地の 面 積	
完了年月日	
工事施工者	住所
	氏名
(添付書類) 1 完成写真 2 その他参考資料	
備考	

(注) 既に、変更許可等のある場合は、許可年月日及び許可番号等を備考欄に記載すること。

植 生 状 態 報 告 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者
住 所 〔法人にあつては、名称〕
氏 名 〔及び代表者の氏名〕

年 月 日付けシレイ ー で許可された林地開発行為について、下記のとおり

緑化等の措置後1年経過したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第13条第3項の規定により届け出ます。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の土地の 面 積	
緑化等の措置 完了年月日	
緑化等の 措 置 の 内 容	面 積 内 容
(添付書類) 1 完成写真 2 現況写真 3 その他参考資料	
備 考	

(注) 既に、変更許可等のある場合は、許可年月日及び許可番号等を備考欄に記載すること。

林地開発行為計画書

年 月 日

宮崎県知事 殿

計画者
住 所

名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為をしたいので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第15条第1項の規定により報告します。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の面積	ヘクタール
開発行為の 着工予定年月日	年 月 日
開発行為の 完了予定年月日	年 月 日
開発行為担当者	担当部局名 担当者職氏名 連絡先電話番号
備 考	

- (注) 1 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。
2 開発行為に係る森林の位置図を添付のこと。

計 画 説 明 書

開 発 行 為 担 当		担当部局						担当者職氏名	
開発対象区域の場所									
計 画 の 方 針	目的及び施設の 名 称								
	基 本 方 針								
開 発 区 域 の 現 況	地 類 区 分	山 林	農 地	宅 地	官 有 地	そ の 他	計		
	面 積 (ha)								
	比 率 (%)						100%		
	地 況、林 況								
土 地 の 利 用 計 画	地 類 別 区 分 用途区分	山 林				そ の 他 (農地、宅地等) (D)	合 計		
		開 発 行 為 の 面 積 (A)	残 置 す る		計 (A) + (B) = (C)				
	面 積 (B)		比 率 (%)						
開 発 事 業 の 計 画	主要施設及び工種	概 要							
その他参考事項									

(注) 土地利用計画図等を添付すること。

林地開発行為完了報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者
住 所

名称及び代表者の氏名

次のとおり開発行為を完了したので、宮崎県林地開発許可制度取扱要綱第15条第2項の規定により報告します。

記

開発行為に係る 森林の所在場所	市 町 大字 字 番地 郡 村
開発行為の目的	
開発行為に係る 森林の面積	ヘクタール
完了年月日	
開発行為担当者	担当部局名 担当者職氏名 連絡先電話番号
備考	

（注） 面積は、実測とし、ヘクタールを単位として小数第4位まで記載すること。